

# 令和3年度墨田区いじめ問題対策協議会 次第

## 1 議 事

### (1) 区立学校におけるいじめの現状について(報告) 資料1

#### ア 小・中学校におけるいじめの認知件数(過去5年間)について

令和2年度は、小学校76件、中学校8件、いじめを認知しました。年度によって小・中学校の認知件数に増減があるといった状況ですが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大により、臨時休業措置や人との接触が減少した影響により、小・中学校ともに認知件数は減少していると考えられます。

校長会、副校長会、生活指導主任研修会等がいじめの定義に基づいたいじめの認知を周知してきた結果、軽微ないじめも認知し、早期対応に結び付いてきています。

なお、中学校においては認知件数が少ないことから、引き続き、教員間や部活の顧問と担任との連携を密にしながら、生徒のささいな変化を見逃さないこと、いじめの定義に基づいた軽微ないじめの認知の重要性を周知していきます。

#### イ 令和2年度 いじめ電話相談窓口の相談件数について

当該窓口は、平成27年から設置されている24時間体制で電話相談を受ける相談機関です。

令和2年度の相談件数は、113件です。(令和元年度は、142件)

相談者は、保護者や教員が多くを占めています。相談内容は問い合わせ、無言・いたずら等がほとんどではありますが、いじめに関するものが5件、不登校に関するものが2件、学校教育に関するものが3件、友人関係、学校生活、教員や学校に関するものがそれぞれ1件ありました。

そのいずれにつきましても、相談を受けた相談員が丁寧に傾聴し、相談者を安心させるとともに、相談内容に応じた適切な関係機関を紹介するなどの対応を行っています。

今年度は、11月末の段階で、相談件数は76件です。相談内容はいじめに関するものが5件ございました。そのうち、学校や当該児童・生徒を特定できたものが4件ありました。電話での相談内容を学校に情報提供し、早期解決につなげることができました。いじめ電話相談窓口がいじめ防止対策として一定の効果をあげていると考えます。

#### ウ 令和2年度 SNS相談窓口の相談件数について

SNS相談窓口は、悩みを抱えている子供やいじめの被害にあっている子供、いじめの事情を知っている子供などが、他の人を気にすることなく相談しやすい環境を整えるために、SNSを活用して匿名でSOSを出せるツールの一つとして令和2年11月から設置しました。

令和2年度(令和2年11月から令和3年3月)中の相談件数は延べ534件です。相談内容は軽度の相談や質問、雑談が351件と多くを占めていますが、いじめに関する相談について51件挙げられました。「いじめ」、「自殺をほのめかす行為」、「虐待」、「危険な落ち込み」等、内容を精査した上で指導室から学校へ情報提供を行っています。匿名発信のため

個人の特定が難しい面もありますが、学校と情報を共有することで該当の児童・生徒を絞り込み、対応に当たっています。

現在、小学校4年生から中学校3年生の一人1台のタブレット端末にはこのアプリがインストールされており、研修や連絡会等で活用を促しています。また、運営事業者と使いやすさ等についても定期的に協議を行い、アプリの仕様について改善を図っています。

## (2) いじめの防止等の取組について(報告)

### ア 令和3年度 区のいじめの防止等の取組について 資料2

区のいじめ防止等の取組を、一覧表にまとめています。

なお、今年度は、新型コロナウイルス感染症防止対策のため、実施できない事業があります。引き続き、いじめの防止等に取り組んでいきます。

### イ 「意識啓発授業モデル指導案 脱いじめ傍観者教育」 資料3

(出典：ストップイットジャパン株式会社 脱いじめ傍観者教育)

一人一人の日常の態度が、いじめの予防や解決につながっているという意識を高める目的で、区立中学校の1年生を対象に「脱いじめ傍観者教育」を夏季休業日前までに実施しました。内容は以下のとおりです。

いじめ問題の被害者や加害者以外の子供がいじめを解決しようと行動することは大変重要なことと考えます。「脱いじめ傍観者教育」とは、いじめの加害者と被害者ではなく、まわりで見ている観衆や傍観者の存在に着目した授業となっています。「クラスにいじめを止める雰囲気がある場合には『いじめを止める行動をとる』とする人が多く、クラスにいじめを止める雰囲気がない場合には『いじめを止める行動をとらない』とする人が多い」とする千葉大学らの研究成果から、傍観者だった者がいじめを止める行動をとるための方法を学ぶカリキュラムです。

## 配布資料

- 1 区立学校におけるいじめの現状・・・・・・・・・・・・・・・・資料1
- 2 いじめの防止等の取組状況
- (1) 令和3年度 区のいじめの防止等の取組について・・・・・・・・資料2
- (2) 意識啓発授業モデル指導案「脱いじめ傍観者教育」・・・・・・・・資料3
- 3 意見・質問用紙・・・・・・・・・・・・・・・・資料4
- 4 墨田区いじめ問題対策協議会委員名簿・・・・・・・・資料5
- 5 組織体制表・・・・・・・・・・・・・・・・資料6
- 6 墨田区いじめ防止対策推進条例・・・・・・・・資料7
- 7 墨田区いじめ問題対策協議会規則・・・・・・・・資料8

# 区立学校におけるいじめの現状

## いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 平成 25 年)

## 1 小・中学校におけるいじめの認知件数(過去5年間)

年度	H28	H29	H30	R1	R2
小学校	40	45	56	88	76
中学校	24	43	20	15	8
計	64	88	76	103	84

(毎月、学校が提出しているいじめ個票より)

## 2 令和2年度 相談件数

### (1) 電話相談件数(令和2年4月1日から令和3年3月31日)

相談者別	小学生	0
	中学生	3
	高校生	1
	青年	2
	保護者	16
	教員	17
	その他	18
	不明	56
	合計	113

主訴別件数	いじめ	5	学業/進路	0
	不登校	2	学校生活	1
	反社会的行動	0	家庭/子育て	0
	非社会的行動	0	虐待	0
	友人関係	1	教員/学校	1
	生活態度	0	学校教育	3
	性的問題	0	問い合わせ	39
	神経症/同疑	0	その他	42
	精神病/同疑	0	無言・いたずら	19
	障害/同疑	0	学業/進路	0
	合計	113		

### (2) SNSを使った相談件数(令和2年11月1日から令和3年3月31日)

相談者別	小4	96
	小5	110
	小6	79
	中1	63
	中2	123
	中3	45
	保護者	18
	合計	534

主訴別件数	自殺をほのめかす行為	9	その他家族関係	28
	自傷	31	不登校	0
	友人、教員を含む他者への攻撃	0	いじめ	51
	薬物	0	教職員との関係	32
	援助交際	0	学校への攻撃	0
	深夜徘徊、家出	4	危険な落ち込み、不安、悩み	28
	飲酒、喫煙	0	軽度の相談や質問、雑談	351
	その他の違法行為	0	いたずら、冷やかし	0
	虐待	0		
	合計	534		

		令和3年度 実施予定等事業	
NO	課名	事業名	取組の内容
1	人権同和・男女共同 参画課	人権講演会及び人権作文発表 会	区民向けの人権講演会において啓発を行い、併せて人権作文の代表作品の発表会を行う。（令和3年度、東京法務局・東京都人権擁護委員連合会が主催の人権作文コンテストは通常通り実施され、人権擁護委員と連携し墨田区代表作品の選定まで行われていた。しかし講演会及び発表会は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。）（前年度より継続事業）
		いじめ防止等さまざまな人権 問題研修	区民及び事業者、職員向け研修において啓発を行う。（前年度より継続事業）
		いじめ防止等さまざまな人権 啓発普及活動	人権啓発冊子「人権感覚」を広く区民に配付し、啓発を行う。（前年度より継続事業）
2	社会福祉会館	夏休み工作教室	親子を対象とした夏休み工作教室にて、参加者にいじめ防止等に係る人権啓発冊子を配布した。（令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止）（前年度より継続事業）
		きねがわスタンプラリー・文 化祭	幼児から大人までを対象とした事業で、館内ブースに人権啓発コーナーを設け、いじめ防止等に係る人権啓発冊子を配架した。（前年度より継続事業）
		人権講演会	講演会場ロビーに、人権啓発コーナーを設け、いじめ防止等に係る人権啓発冊子を配架した。（前年度より継続事業）
		親子でハッピータイム	人権週間に乳幼児とその親へのイベントを開催する。参加者にいじめ防止等に係る人権啓発冊子を配布する。（令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施について検討）（前年度より継続事業）
3	地域活動推進課	すみだ生涯学習センター指定 管理者事業	いじめ防止の内容のDVD（小学校編・中学校編）を希望する学校等団体へ貸出を行う。また、生涯学習センター学習相談コーナーで館内視聴を行う。（前年度より継続事業）
		コミュニティ会館指定管理事 業	児童館長会において、いじめ防止への取組を求める。国、東京都等から提供されたパンフレット等があれば、コミュニティ会館での配布を依頼する。（前年度より継続事業）
4	文化芸術振興課	すみだまつり・こどもまつり	いじめ防止等に関する啓発記事をプログラム（9万部発行）に掲載。（令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止）（前年度より継続事業）
5	厚生課	民生委員・児童委員活動	地域住民の身近な相談相手、専門機関へのパイプ役として活動を行っている。（前年度より継続事業）
6	生活福祉課	子ども寮会 (母子生活支援施設指定管理)	参加児童に人との接し方や気分を害する行為をしないよう、説明・声掛けを行う。（前年度より継続事業）

		令和3年度 実施予定等事業	
		事業)	
		中高生行事 (母子生活支援施設指定管理事業)	様々な行事を通じ、いじめ等につながるような言動があれば施設職員が声掛けを行い、職員や外部の人との交流を図ることにより、社会的な意識を向上させる。(前年度より継続事業)
		子どもの学習・生活支援事業	参加児童、生徒に人との接し方や気分を害する行為をしないよう、説明し声掛けを行う。また、いじめ等につながる発言や行為があった場合は、指導者から注意を行うとともに聞き取りにより再発を防止する。(前年度より継続事業)
7	障害者福祉課	放課後等デイサービス	事業者連絡会やメール等で、いじめに関する通報方法等について周知を図る。(前年度より継続事業)
8	保健計画課	ぜん息児のためのデイキャンプ	いじめ相談等のチラシを配布した。(前年度より継続事業)
		ぜん息児水泳教室	いじめ相談等のチラシを配布する。(令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止)(前年度より継続事業)
9	子育て政策課	児童館指定管理事業	各児童館において、いじめにおける研修等を実施する。(前年度より継続事業)
			指定管理施設である児童館の館長会において、いじめ防止への取組を求める。(前年度より継続事業)
			国、東京都等から提供されたパンフレット等があれば、児童館での配布を依頼する。(前年度より継続事業)
10	子育て支援総合センター	子育て総合相談事業	来庁・電話・メールなど子育てに関する様々な相談に対応し、いじめに関する相談については、各関係機関の情報提供を行っている。(前年度より継続事業)
11	すみだ教育研究所	教育相談事業	児童・生徒等の教育上の諸問題の相談に対し、心のケアを中心とした対応にあたる。(前年度より継続事業)


# モデル指導案

**対象** ▶ 小学校高学年～中学校3年生  
**時間** ▶ 45分～50分、1コマ  
**活用場面** ▶ 道徳、特別活動、総合的な学習の時間

## ねらい

- いじめの問題を早期に解決するためには、被害者・加害者以外の児童生徒が観衆・傍観者の立場にとどまらず、被害者や加害者に声をかけたり、いじめが行われている雰囲気を変えたり、誰かに相談したりといった、なんらかの行動をとることが重要だということを理解する。
- 一人一人がいじめを止める行動をとれるかどうかにはクラスの雰囲気関わっていることを理解し、一人一人の日常の態度がいじめの予防や解決に関係していることを理解する。
- 特にネットいじめにおいては、教師や保護者が直接いじめの状況に気づくことが難しいこと、文字だけのコミュニケーションにおいて雰囲気を変えることが難しいことを踏まえ、工夫していじめを止める行動がとれるようになる。

時配	●学習活動 発問	○指導上の留意点、★使用教材
15分	<b>1. いじめへの対応について考える</b> ●動画1（約11分、「悪口をやめるよう書き込みをする」か「何も書き込まない」かの選択まで）を視聴する。	○導入に時間をかけず、すぐに動画を流す。 ★映像教材と映像再生機器（PC、DVDプレーヤー、大型テレビ、プロジェクター、スピーカー等） ○個人の考えをワークシートに記入する。 ★ワークシート
10分	みなさんが光（ヒカリ）さんの立場だったら、選択肢1と選択肢2のどちらを選びますか。  予想される回答  松尾が悪いのだから何もなくてよい、書いても林のように無視されるだけ、自分がいじめの対象となるかもしれない、松尾の態度が悪くてもいじめられてよいわけではない、林だけでなく自分が発言することでわかってくれる人が増えるかもしれない、等。（発言内容や話し合いの様子に当該クラスの雰囲気が表れると考えられる。）	○どちらの選択肢をとるか挙手させ、人数を板書する。 ○近くの席の者どうし、意見交換をする。 ○時間に余裕があれば数名に意見を口頭で発表させ（ランダム指名を推奨）、選んだ選択肢ごとに要点を板書する。 ★抽選アプリ（ランダム指名） ○それぞれの選択肢を選んだ人数の割合がクラスの雰囲気を表していること、確率によって次の展開が決まることを理解させる。 ★抽選アプリ（選択肢抽選） ○児童生徒のつづやきを適宜拾いつつ、対話的に進行する。
5分	●動画2（約1分）を視聴する。 ●抽選方法について確認し、抽選アプリで抽選を行う。	○児童生徒のつづやきを適宜拾いつつ、対話的に進行する。

時配	●学習活動 発問	○指導上の留意点、★使用教材
10分	<b>2. 選択の結果を振り返り、考える</b> ●抽選の結果に従い、動画3（選択肢1）もしくは動画4（選択肢2）を視聴する（動画は各約1分）。視聴後は児童生徒の様子を見て、何か言いたそうな者がいれば発言してもらおう。 ●もう一方の選択肢も見たいか確認し、意思を確認したうえでもう一方の選択肢も視聴する。（見たいという者が全くないければ視聴する必要はない。）  （少し児童生徒の様子を見てから）ここまでの内容から感じたことや考えたことをワークシートに書いてください。  予想される回答  何もしないと後悔しそう、選択肢1を選んでよかった、こんなにうまくいかないと思う、何を書いたのか知りたい、松尾が自分で解決すべきだと思う、誰かが助けてくれればいい、等。（選択肢1で光が何を書いたかを動画で描写していないことについて、何を書いたらいじめが止まるのかを考えさせてもよい。）	○個人の考えをワークシートに記入する。 ★ワークシート  ○時間に余裕があれば近くの席の者どうし、書いたことを紹介させる。 ○時間に余裕があれば数名に意見を口頭で発表させる（ランダム指名を推奨）。余裕があれば、要点を板書する。
5分	<b>3. 解説を聞く</b> ●動画5（約3分）を視聴する。 ●（時間があれば）授業の感想を発表する。	○一人一人がいじめを止める行動をとれるかどうかにはクラスの雰囲気関わっていること、一人一人の日常の態度がいじめの予防や解決に関係していることを理解させる。
5分	<b>4. 報告や相談の方法を知る</b> ●傍観者から仲裁者になる方法として、相談や報告窓口など、行動するための方法を伝える。 ●（STOPit導入校の場合）匿名報告・相談アプリ「STOPit」の概要と使用方法の説明を行う。	○各都道府県や市町村が設けている相談窓口を紹介する他、直接教員に伝えるなど、子どもたちが工夫していじめを止める行動がとれるための手段を伝える。 ★電話相談窓口が記載された資料(P39参照) ★STOPit説明書及びSTOPit利用方法動画

ワークシート、抽選アプリ、STOPit説明書、STOPit利用方法動画のダウンロードは、P38を参照

★抽選アプリ(選択肢抽選/ランダム指名)の使用法はP37を参照

## 意見・質問用紙

委員氏名	
------	--

送付資料をお読みいただき、議題ごとに、御意見又は御質問を記入してください。

会議への御出席の場合と同様、積極的に御記入いただけるようお願いいたします。記入欄が不足する場合は、お手数ですが別の用紙を使用して、御記入をお願いします。

## 1 報告事項について

(1) 区立学校におけるいじめの現状について
(2) いじめの防止等の取組状況について

## 2 その他事項について

御意見・御質問があれば、御記入をお願いします。

2月18日(金)までに、メール又はFAXにより御提出ください。

メール：[SYOMU@city.sumida.lg.jp](mailto:SYOMU@city.sumida.lg.jp) FAX:03-5608-6411

**墨田区いじめ問題対策協議会 委員名簿** 令和4年1月現在

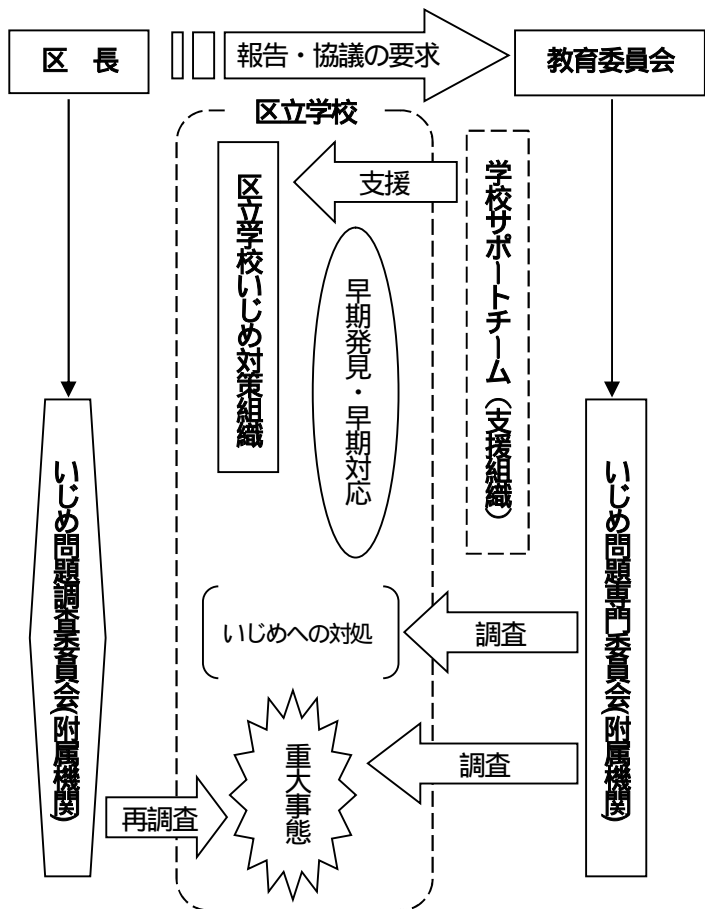
	肩書き	氏名
1	墨田区長（会長）	山本 亨
2	墨田区副区長（副会長）	高野 祐次
3	墨田区教育委員会教育長	加藤 裕之
4	墨田区教育委員会委員	阿部 博道
5	墨田区立小学校長会会長（第二寺島小学校長）	中村 奈緒美
6	墨田区立中学校長会会長（竪川中学校長）	織部 明広
7	高等学校長代表（都立両国高等（附属中）学校長）	金田 裕治
8	墨田区立小学校PTA協議会会長(中和小PTA会長)	高木 基裕
9	墨田区立中学校PTA連合会会長(墨田中PTA会長)	平林 秀敏
10	墨田区青少年委員協議会会長	小野 俊一
11	墨田区少年団体連合会会長	小澤 裕二
12	墨田区民生委員・児童委員協議会会長	鎌形 由美子
13	墨田区保護司会会長	有馬 慶子
14	警視庁本所警察署長	大野 賢司
15	警視庁向島警察署長	原 安雄
16	東京都江東児童相談所長	大浦 俊哉
17	東京家庭裁判所主任家庭裁判所調査官	菅原 祐子
18	東京保護観察所保護観察官	伊東 葉子
19	墨田区青少年育成委員会連絡協議会会長	田口 武司
20	東京人権擁護委員協議会 墨田地区人権擁護委員会会長	小林 進
21	クボタクリニック（墨田区医師会）	窪田 彰
22	墨田区企画経営室長	岸川 紀子
23	墨田区総務部長	岩佐 一郎
24	墨田区子ども・子育て支援部長	酒井 敏春
25	墨田区地域力支援部長	関口 芳正
26	墨田区子育て支援総合センター館長	坂田 勝彦
27	教育委員会事務局次長	青木 剛
28	すみだ教育研究所長	宮本 佳代子
	<b>事務局</b>	
1	庶務課長事務取扱 教育委員会事務局参事	宮本 知幸
2	指導室長	加藤 康弘
3	地域教育支援課長	堀 啓一
4	人権同和・男女共同参画課長	有澤 恵美子

敬称略



いじめ防止対策推進条例に基づく区の組織体制

**墨田区いじめ問題対策協議会**  
 学校、教育委員会、児童相談所、東京法務局、警察その他の関係者による協議・連携



機 関 名	主な役割及び構成
<b>墨田区いじめ問題対策協議会</b> <根拠：条例 13 条>	いじめの防止等の対策の推進に関する事項について、関係機関及び団体との協議や連携を図るための組織。 <構成：学校、教育委員会、児童相談所、東京法務局、警察その他の関係者>
<b>墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会</b> <根拠：条例 14 条>	いじめ防止等の対策を実効的に行う組織。 対策の推進について教育委員会の諮問に応じ、調査審議し、答申するほか、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べる。 重大事態発生時には、事実関係等を明確にするための調査を行ない、その結果について教育委員会を通じて区長に報告する。 <構成：学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者>
<b>墨田区いじめ問題調査委員会</b> <根拠：条例 33 条>	重大事態発生時に墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会による調査結果の報告を受けた区長が、必要に応じて再調査するための組織。(区長は調査終了後、その結果を区議会へ報告する。) <構成：学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者>
<b>区立学校いじめ対策組織</b> <根拠：条例 24 条> 各区立学校に設置	区立学校でいじめの防止等に関する措置を実効的に行う組織。 <構成：区立学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他関係者>
<b>学校サポートチーム</b> <根拠：都教育委員会いじめ防止総合対策> 各区立学校に設置	区立学校のいじめ対策組織を支援するための組織。 東京都教育委員会いじめ防止総合対策に基づき、区立学校を支援する。 <構成：校長、副校長、主幹教諭、保護者、民生・児童委員、主任児童委員、保護司、子育て支援総合センター職員、児童相談所児童福祉司、警察職員により構成(スクールサポーター含む。)等>

## 墨田区いじめ防止対策推進条例

平成 26 年 12 月 10 日

条例第 48 号

改正 平成 28 年 3 月 30 日 条例第 14 号

## (目的)

第 1 条 この条例は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、区におけるいじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、区の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) いじめ 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの防止等 いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。

(3) 学校 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

(4) 児童等 区内の学校に在籍する児童又は生徒をいう。

(5) 保護者 親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(6) 事業者 区内において、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業、学習塾、スポーツ教室その他の児童等を対象とした事業を行う個人又は団体をいう。

（平 28 条 14 ・ 一部改正）

## (基本理念)

第 3 条 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等が「やさしさ」及び「おもいやり」の心を大切にし、安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等が他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動することができるようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護し、児童等をいじめから確実に守るため、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、事業者その他の関係者の連携の下、地域社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

## (いじめの禁止)

第 4 条 児童等は、いじめを行ってはならない。

( 区の責務 )

第5条 区は、第3条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、いじめの防止等のための体制を整備するとともに、他の地方公共団体、学校、保護者、地域住民、事業者その他の関係者と協力して、いじめの防止等のために必要かつ効果的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

( 教育委員会の責務 )

第6条 教育委員会は、基本理念にのっとり、墨田区立学校設置条例(昭和39年墨田区条例第24号)別表に掲げる小学校及び中学校(以下「区立学校」という。)の設置及び管理に関する事務を行う者として、区立学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

( 区立学校及び区立学校の教職員の責務 )

第7条 区立学校及び区立学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該区立学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所、事業者その他の関係者との連携を図りつつ、区立学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該区立学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

( 保護者の責務 )

第8条 保護者は、子の教育について第一義的に責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、区、学校の設置者及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

( 地域住民及び事業者の役割 )

第9条 地域住民及び事業者は、国、東京都及び区が実施するいじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

( 財政上の措置等 )

第10条 区は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

( 墨田区いじめ防止対策基本方針 )

第11条 区は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第12条の規定により、区におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

( 区立学校いじめ防止基本方針 )

第12条 区立学校は、法第13条の規定により、当該区立学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

( 墨田区いじめ問題対策協議会 )

第13条 区は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定により、学校、教育委員会、児童相談所、東京法務局、警察その他の関係者により構成される墨田区いじめ問題対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、いじめの防止等のための対策の推進に関する事項について協議を行う。

( 墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会 )

第14条 基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第14条第3項の規定により、教育委員会の附属機関として、墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。

- 2 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について、調査審議し、及び答申する。
- 3 専門委員会は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。
- 4 専門委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者のうちから、教育委員会が任命する委員をもって組織する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。  
(区立学校におけるいじめの防止)

第15条 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校において、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

- 2 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校におけるいじめを防止するため、当該区立学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、事業者その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該区立学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該区立学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該区立学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。  
(いじめの早期発見のための措置)

第16条 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校におけるいじめを早期に発見するため、当該区立学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 区は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。
- 3 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該区立学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備するものとする。
- 4 教育委員会及び区立学校は、前項に規定する相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。  
(区長による報告又は協議の要求)

第17条 区長は、必要があると認めるときは、区立学校におけるいじめの早期発見及びいじめへの対処について、教育委員会に対して状況の報告又は協議を求めることができる。

(関係者間の連携等)

第18条 区は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、他の地方公共団体、学校、家庭、地域住民、事業者その他の関係者の間の連携の強化、事業者への支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第19条 区は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、区立学校における教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応ずるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために区立学校の求めに

じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

- 第20条 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

- 2 区は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)

- 第21条 区は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項及びいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(啓発活動)

- 第22条 区は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(学校評価における留意事項)

- 第23条 区立学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

(区立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

- 第24条 区立学校は、当該区立学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該区立学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

- 第25条 区立学校の教職員、区の職員その他の児童等からの相談に応ずる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

- 2 区立学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該区立学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告するものとする。

- 3 区立学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該区立学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

- 4 区立学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 区立学校は、当該区立学校の教職員が第3項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 区立学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該区立学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生ずるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければならない。

(教育委員会による措置)

第26条 教育委員会は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、当該報告に係る区立学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第27条 区立学校の校長及び教員は、当該区立学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定により、適切に当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第28条 教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第35条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定により当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力に関する措置)

第29条 区は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携及び協力に必要な措置を講ずるものとする。

(事業者による措置等)

第30条 事業者は、その事業活動において、いじめの防止のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、児童等からいじめに係る相談を受け、又はいじめの事実があると思われるときは、いじめを受け、又はいじめを行っていると思われる児童等がそれぞれ在籍する学校及び教育委員会その他の関係者への通報等いじめの早期発見のための適切な措置をとるよう努めるものとする。

2 事業者は、前項の規定によりいじめの早期発見に係る措置をとった場合においては、学校が行う当該いじめへの対処に関し協力するよう努めるものとする。

(区立学校における重大事態に係る対処)

第31条 区立学校は、法第28条第1項に規定する重大事態(以下「重大事態」という。)が発生した場合には、教育委員会を通じて、その旨を区長に報告しなければならない。

2 法第28条第1項の規定による調査は、専門委員会が行うものとする。

3 教育委員会及び区立学校は、専門委員会が前項の規定による調査(以下「重大事態調査」という。)を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

- 4 教育委員会は、重大事態調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。
- 5 専門委員会は、重大事態調査を行ったときは、その結果を教育委員会に報告するものとする。
- 6 教育委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を区長に報告するものとする。

(区長の調査等)

第32条 区長は、前条第6項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、重大事態調査の結果について調査を行うものとする。

- 2 前項の規定による調査(以下「重大事態区長調査」という。)は、次条に規定する墨田区いじめ問題調査委員会が行うものとする。
- 3 区長は、重大事態区長調査を行うときにあってはその旨を、当該調査が終了したときにあってはその結果を区議会に報告しなければならない。
- 4 区長は、重大事態区長調査に当たって、いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査の結果等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 5 区長及び教育委員会は、重大事態区長調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(墨田区いじめ問題調査委員会)

第33条 区長は、重大事態区長調査を行わせるための附属機関として、墨田区いじめ問題調査委員会(以下「調査委員会」という。)を置く。

- 2 調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者で、専門委員会の委員以外のものうちから、区長が任命する委員をもって組織する。
- 3 委員の任期は、区長が任命したときから重大事態区長調査が終了するときまでとする。

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、墨田区規則又は墨田区教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成28年3月30日条例第14号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 墨田区いじめ問題対策協議会規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、墨田区いじめ防止対策推進条例（平成26年墨田区条例第48号）第13条第1項の規定により設置した墨田区いじめ問題対策協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

## (組織)

第2条 協議会は、会長及び30人以内の委員をもって組織する。

2 会長は、区長をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

5 協議会の委員は、区長が依頼する。

## (委員の任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## (会議の運営)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、公開とする。ただし、次のいずれかに該当するときは、これを公開しないことができる。

(1) 墨田区情報公開条例（平成13年墨田区条例第3号）第6条各号に掲げる非公開情報について協議するとき。

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき。

## (庶務)

第5条 協議会の庶務は、墨田区教育委員会事務局において処理する。

## (委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、区長が定める。

## 付 則

この規則は、公布の日から施行する。